

第138回 藤沢市都市計画審議会

議案書

〈 目 次 〉

議第1号 藤沢都市計画道路の変更(藤沢市決定) 3・5・11号片瀬辻堂線	1～ 4
議第2号 藤沢都市計画道路の変更(藤沢市決定) 3・5・25号石名坂立石線	5～ 8

日 時:2012年(平成24年)5月22日(火)午後2時開会

場 所:藤沢市保健所 3階 研修室

議第1号

藤沢都市計画道路の変更（藤沢市決定）

3・5・1 1号片瀬辻堂線

藤沢都市計画道路の変更（藤沢市決定）

都市計画道路中 3・5・11 号片瀬辻堂線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・5・11	片瀬辻堂線	藤沢市片瀬五丁目	藤沢市辻堂三丁目	藤沢市鶴沼松が岡五丁目	約 4,440 m	地表式	2車線	15 m	江ノ島電鉄線と平面交差 小田急線と平面交差 幹線街路と平面交差9箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

新 旧 対 照 表

新 旧	種 別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
		番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	
新	幹線街路	3・5・11	片瀬辻堂線	藤 沢 市 片 瀬 五 丁 目	藤 沢 市 辻 堂 三 丁 目	藤 沢 市 鶴沼松が岡 五 丁 目	約 4,440 m	地表式	2車線	15 m	江ノ島電鉄線と 平面交差 小田急線と平面 交差 幹線街路と平面 交差9箇所	
旧	幹線街路	3・5・11	片瀬辻堂線	藤 沢 市 片瀬字盛ヶ谷 1390番地	藤 沢 市 辻堂字砂場 6277番地	藤 沢 市 鶴沼字中岡	約 4,850 m	地表式		15 m		

理 由 書

3・5・11号 片瀬辻堂線

本市では、今後の都市計画道路の継続的な整備において、少子高齢化社会の進展等、都市を取り巻く社会経済状況の大きな変化に対応するため、都市計画道路が担う様々な機能から必要性の検証を行い、平成22年12月に「都市計画道路の見直し方針」を作成しました。

この方針に基づき、関係機関と調整しながら詳細に検討した結果、3・5・11号片瀬辻堂線の起点の片瀬目白山から片瀬五丁目までの区間約410mを廃止します。この廃止に伴い、当該路線の起点の位置及び延長の変更を行います。

都市計画を定める土地の区域

都市計画道路 3・5・11号片瀬辻堂線

追加する部分 なし

削除する部分 藤沢市片瀬目白山、片瀬二丁目及び片瀬三丁目地内

変更する部分 藤沢市片瀬五丁目、鵜沼松が岡一丁目、鵜沼松が岡二丁目、
鵜沼松が岡三丁目、鵜沼松が岡四丁目、鵜沼松が岡五丁目、鵜沼海岸六丁目、
鵜沼海岸七丁目、辻堂太平台一丁目、辻堂太平台二丁目、辻堂元町三丁目、
辻堂元町四丁目、辻堂元町五丁目、辻堂三丁目及び辻堂四丁目地内

経 緯 書

都市計画決定・変更の経緯

都市計画道路 3・5・11号 片瀬辻堂線

1957年（昭和32年）12月 7日 建告第1578号
（当初決定）

1961年（昭和36年）8月21日 建告第1848号
（終点位置、延長の一部、線形の変更）

1976年（昭和51年）7月23日 市告第 28号
（都市計画法の施行について建設省都市局長通達に基づく名称・番号の変更）

議第2号

藤沢都市計画道路の変更（藤沢市決定）

3・5・25号石名坂立石線

藤沢都市計画道路の変更（藤沢市決定）

都市計画道路中 3・5・25 号石名坂立石線を 3・5・25 号石名坂善行線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・25	石名坂善行線	藤沢市 本藤沢 一丁目	藤沢市 善行 六丁目	藤沢市 善行 一丁目	約 2,640 m	地表式	2車線	12 m	小田急線と立体 交差 幹線街路と平面 交差6箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

新 旧 対 照 表

新 旧	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考
		番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	
新	幹線街路	3・5・25	石名坂善行線	藤 沢 市 本 藤 沢 二 丁 目	藤 沢 市 善 行 六 丁 目	藤 沢 市 善 行 一 丁 目	約 2,640 m	地表式	2車線	12 m	小田急線と立体 交差 幹線街路と平面 交差6箇所
旧	幹線街路	3・5・25	石名坂立石線	藤 沢 市 藤 沢 字 石 名 坂 6193 番 地	藤 沢 市 藤 沢 字 立 石 3224 番 地	藤 沢 市 善 行 一 丁 目	約 3,280 m	地表式		12 m	

理 由 書

3・5・25号 石名坂善行線

本市では、今後の都市計画道路の継続的な整備において、少子高齢化社会の進展等、都市を取り巻く社会経済状況の大きな変化に対応するため、都市計画道路が担う様々な機能から必要性の検証を行い、平成22年12月に「都市計画道路の見直し方針」を作成しました。

この方針に基づき、関係機関と調整しながら詳細に検討した結果、3・5・25号石名坂立石線の善行六丁目から終点の立石一丁目までの区間約640mを廃止します。

この廃止に伴い、当該路線の終点の位置、終点の位置の変更に伴う名称の変更及び延長の変更を行います。

都市計画を定める土地の区域

都市計画道路 3・5・25 号石名坂善行線

追加する部分 なし

削除する部分 藤沢市立石一丁目、立石二丁目及び立石三丁目地内

変更する部分 藤沢市本藤沢一丁目、本藤沢二丁目、本藤沢四丁目、稲荷一丁目、善行坂一丁目、善行一丁目、善行二丁目、善行六丁目及び善行七丁目地内

経 緯 書

都市計画決定・変更の経緯

都市計画道路 3・5・25 号 石名坂善行線

1957年（昭和32年）12月 7日 建告第1578号
（当初決定）

1961年（昭和36年） 8月21日 建告第1848号
（街路名称、起点の位置、延長の変更）

1964年（昭和39年） 3月19日 建告第 655号
（延長の一部、幅員の変更）

1968年（昭和43年）12月 4日 建告第3496号
（国道1号線との取付関係による線形変更）

1976年（昭和51年） 7月23日 市告第 28号
（都市計画法の施行について建設省都市局長通達に基づく名称・番号の変更）